第四十二条の四第一項中「事業年度が設立事業年度であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を「、百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第四十二条の四第二項を次のように改める。

2　前項に規定する法人（同項の規定の適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一　適用年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

二　適用年度終了の時において国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ⑵に掲げるものに限る。）があること。

第四十二条の四第七項を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第四十二条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「が百分の五」を「が百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に」を「、百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「を」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第四項に規定する中小企業者等の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　第四項中「の百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、「当該百分の二十五」とあるのは「百分の四十」とする。

イ　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　同項第一号中「割合（」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

ロ　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない場合　第四項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第四十二条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する法人の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　第一項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二　試験研究費割合が百分の十を超える場合　第一項中「（当該割合に」とあるのは「と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に」と、「、当該各号に定める」とあるのは「、当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とあるのは「の百分の二十五」とあるのは、「の百分の四十」とする。

第四十二条の四第八項第三号中「第三項」を「第四項」に、「第五号」を「以下この項」に改め、同項第四号中「合併」の下に「、分割又は現物出資」を加え、「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第十三号に規定する」、「（以下この号において「収益事業」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同項第十号中「第一項、第三項又は前項に規定する事業年度及び当該事業年度」を「適用年度及び当該適用年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「又は中小企業者」を「その他の者」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を削り、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の二を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　試験研究費割合　適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第四十二条の四第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の五第二項中「前条第三項」を「前条第八項第七号」に改め、「中小企業者（」の下に「同項第八号に規定する」を、「）又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第三項に規定する中小企業者又は」を「中小企業者（政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。）のうち第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は同項第九号に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。